

# 管理社会における電子政府について

## Du gouvernement électronique dans la société de contrôle

藤谷 忠昭

### 1. 監視権力として電子政府

情報機器の普及に伴って、ポスト構造主義者と名指されたフランスの思想家たちの業績が再評価されつつある。ジャン・フランソワ・リオタールの知識論が電子コミュニケーションにおける物語の関係で、またジャック・デリダの脱構築論が電子エクリチュールとの関係で語られる (Poster 1990)。なかでも、とりわけミッシェル・フーコーの監獄論が、電子ツールを使った監視論に援用されることが多い (Poster 1990; Lyon 2001; 酒井 2001; 渋谷 2003; 重田 2003)。周知のとおりフーコーは『監獄の歴史』の中で、西洋の歴史を辿りながら、監視の装置が、監獄の壁を越境し、学校、工場、軍隊へと攪拌する様相を記述しつつ、主体を基盤とした権力の成立を指摘した。こうした監視についての知見をフーコー以降に生まれた情報機器に適用しデイヴィット・ライアン (Lyon 2001) などは、まさに『監視社会』という題名の著作で電子社会におけるリスクを検討している。あるいはマイケル・ポスターは、フーコーの提示したパノプティコンという概念を使いつつ電子社会を、たとえば次のように分析する。

現在の『コミュニケーションの回路』やそれが作りだすデータバー

スは、一種の《超パノプティコン》を構築している。それは壁や窓や塔や看守のいない監視のシステムである。・・・民衆は監視へと訓練され、このプロセスを分有するようになった。社会保証カード、運転免許書、クレジット・カード、図書館カードのようなものを、個人は利用し、つねに用意し、使い続けなくてはならない。(Poster 1990: 93=2001: 205)

このような分析が正しいとすればフーコーの描き出した監視の装置が、情報ネットワークという強力なツールを得たと解釈することができるだろう。確かにわが国においても、近年の住民基本台帳ネットワークをめぐる議論などを振り返るとき、こうした議論は説得力をもつ分析であると思われる。この場合、国家、自治体もまた広がり続ける監視の主体のひとつとして存在していることはいうまでもなかろう。だが一方で電子社会における超パノプティコンよる権力の質的変容も指摘されている。たとえばジル・ドゥルーズは、フーコーが概念化したパノプティコンを19世紀的であるとし、すでに現在は管理社会へと移行していると指摘する。住民基本台帳ネットワークを扱う国家、自治体もまた、個人をデータとして管理する点で、管理社会の側面を強く持っている。それゆえ政府においても情報化の進展は、電子社会と同様、その権力の意味を変えるだろう。たとえば近代国家は、国民という主体を前提に成り立つとされる。しかし電子政府においては、主体とセットでとらえるという従来の前提は消え去ってしまうのかもしれない。また電子政府をめぐる議論においては、しばしばプライバシーの保護がその俎上に上げられる。だが、プライバシーの保護の問題にとどまらず、より本質的な問題がそこに指摘できるかもしれない。

こうした論点を分析するために本論文では、フーコーの監獄論を出発点に、監視社会、とりわけ国家や自治体の電子化について理論的な側面から検討してみたいと思う。すなわちフーコーの監獄論からドゥルーズを中心とする管理社会への理論の流れを整理しつつ、まず電子政府の特徴について検討する。さらに電子政府をまつわる監視社会の問題点をアイデンティティ・ポリティクスの観点から求め、そこに潜むリスクと、そのリスクへ

の対処法について考えてみたいと思う。

## 2. 監視社会から管理社会へ

まず本節では、フーコーの『監獄の歴史』での監獄論を出発点に、ドゥルーズの指摘する管理社会論への理論の流れを整理しておくことにしよう。

フーコーが『監獄の歴史』の中で、西洋の歴史を辿りながら、監視による「心」の矯正と「身体」の拘束の変遷を明らかにしたことは周知のとおりである。すなわち、かつての身体刑・見せしめとしての刑罰は、18世紀、19世紀以降、教育刑に比重を移していく。その中で矯正されるべき「心」が発見され、そのことで「主体＝アイデンティティ」の存在する場所が確保されたのである。こうしたなかベンサムによって発明したパノプティコン（一望監視施設）が、経済的、権力の没個人化、囚人の自動作用の点において、効率のよい監視装置として使用される。しかし、さらにフーコーは、この監視が監獄の壁を越境し、学校、工場、軍隊、病院へと攪拌する様相を記述しつつ、次のように述べる。

監獄が工場や学校や兵営や病院に似かよい、こうしたすべてが監獄に似かよっても何も不思議ではない。(Foucault 1975 : 229=1977 : 227)

このような施設においても、人々に規律訓練が施される。社会学において、この論旨に基づき多くの議論が展開されてきたことはいうまでもない。主体を基盤とした微視的権力 **micro-pouvoir** の成立を指摘している点については、多くの論者の一致するところであろう。こうした監視論においては、権力が国家ではなく、より広く社会の「網の目」として張り巡らされる。むしろ国家権力もまた、この「網の目」の中で、その諸方式を活用するという立場にまで後退する。だが、ここで注意しておかなければならないことは、この「網の目」は不完全であり、それゆえに有害な個人

の「非行性」を不断に再生産することである。この再生産は国家による監視を正当化するだろう。

しかし、すでに述べたように、こうしたフーコーの監視権力が、現在の社会において質的な変化を被っていることは多くの論者が指摘している。たとえばドゥルーズが規律社会に対して管理社会として現代をとらえていることは、すでに述べたとおりである。では、それはどのような変化なのか。

ドゥルーズは、フーコーの規律社会 *sociétés disciplinaires* は極めて 19 世紀的であり、そのまま現在にはあてはまらないという。すなわちドゥルーズによればフーコーのいう規律社会は、不可分な個人を対象と学校、工場など閉鎖空間において作用する。ここで対象となるのは、個人 *individus* = 分割されぬ身体である。それは 19 世紀的な対象物である。しかし、現代はもはやそうではない。

私たちは、監獄、病院、工場、学校、家族など、あらゆる監禁の環境に危機が蔓延した時代を生きている。家族とはひとつの『内部』であり、これが学校や職業など、他のあらゆる内部と同様、ひとつの危機に瀕しているのだ。当該部門の大臣は、改革が必要だという前提に立って、改革の実施を予告するのが常だった。学校改革をおこない、産業を、病院を、軍隊を、そして監獄を改革しようというのだ。しかし、ある程度長期的展望でみると、それらの制度にはもはや見込みがないということは、誰にでもわかっている。したがって、改革の名のもとに問題となっているのは、死に瀕した諸制度に管理の手をさしのべ、人びとに暇つぶしの仕事を与え、目前にせまった新たな諸力がしっかりと根をおろすのを待とうということにすぎないのだ。こうした規律社会にとってかわろうとしているのが管理社会にはかならないのである。(Deleuze 1990 : 241 = 1996 : 293)

こうした管理社会における、管理の対象は不可分な個人ではない。むしろ現代の対象は分割可能なデータを対象とし、とりわけ企業という空間的

境界の希薄な場で作用する。そこでの対象は分割可能なもの *dividuels* すなわちデータである (Deleuze 1990 : 244=1996 : 296)。このような社会を彼は管理社会 *sociétés de contrôle* と呼ぶ。

このことは支配が学校や工場から企業へ、国家から資本へと支配の力点が移動していることを示唆している。また、その手法も目による身体への監視から、コンピュータによるデータへの管理へ改変されている。確かに、閉鎖空間の欠落した現在の社会は管理社会と呼ぶにふさわしいであろう。学校では成績として、勤め先には業績と給与として、企業には顧客情報として、部分的に管理される。こうした社会においては、われわれのアイデンティティは必ずしも焦点を結ばず、むしろ拡散するだろう。ここで個人は数値化可能な記号に分断され、それぞれのセクションと部分的に利害関係をもつ。このような社会に対しては、国家による統制も十分に及ばなくなるだろう。こうしたドゥルーズの分析に基づいて、たとえばオタヴィアニは次のようにいう。

銀行は市場において発展しており、いまだ規律的な装置である現在の構造のままの国家が銀行を統合することはもはやできない。実際『中央銀行』は、ますます国家権力から分離した、自律性を要求する傾向にある。(Ottaviani 2003 : 73)

国家が市場を統制するというよりも、むしろ市場が国家を統制しているというリアリティは、何もフランス独自の状況ではなく、わが国でも同様にもつことができるものではなからうか。このように見てくると、高度に進展した資本主義における管理の体制をドゥルーズは的確に指摘しているといえる。

とはいえ果たして、現代は管理社会の問題に収斂するのであろうか。冒頭で述べた国家による住民基本台帳ネットワークもまた、データによる管理だといえる。しかし、そこでは、もはや規律訓練の問題が存在せず、フォーコーの監獄論の観点からの分析は不要なのであろうか。あるいは、この電子社会の進展による個人の断片化は、電子政府のリスクを消し去ってし

まうのだろうか。

### 3. 電子政府はパノプティコンか？

電子政府による情報の一元化は、複雑な側面をもっている。もちろん、それは監獄や工場、学校などの閉鎖された空間ではない。また、そうした社会のネットワークを国家が利用しているというのでもない。むしろ、国家自身が情報の一元化をめざしている点に、その特徴がある。したがって、それは当然、フーコーの『監獄の誕生』で挙げた構図と全く同じではない。とはいえデータベース化によって政府もまた個人ではなく、分割されたデータだけを対象としようとしているのであろうか。本節では、こうした点について考えてみよう。

監視においては、見る者と見られる者との関係が前提になることはいうまでもない。しかし、この構図に異論を唱えているのがジャン・ボードリヤールである。個人と国家との関係を改めて考える上で、ボードリヤールのこの異論は示唆的である。なぜならボードリヤールは現代社会において、見る者と見られる者との二項対立が無効化し、むしろ両者が互いが存立根拠としていることを指摘しているからである（Baudrillard 1981:48-56=1984:39-45）。もしそうだとすれば、その事実、この二項対立を前提とするまさにパノプティコンの瓦解を意味するといえるかもしれない<sup>1</sup>。ボードリヤールは、政治権力を例に次のようにいう。

つまり権力の源として神の審級を人民の審級にとりかえ、権力の発露である権力を人民の代表にとりかえた。反コペルニクスの革命、超越的な審級も権力と知の太陽も光源も、もはやない——すべてが人民から発し、人民にもどる。このすばらしいシミュラクルと共に、大量投票に始まりアクチュアルなアンケート調査という幻のシナリオを種にして大衆操作の普遍的なシミュラクルが地盤を固め始める。（Baudrillard 1981:53=1984:207）

この世論についてのボードリヤールの見解は、次のようなことを示す。すなわち、国家が個人を監視するという構図は終焉し、むしろ国家の存立は個人に依拠している。より正確に言えばシミュラクルとしての「世論」の動向にこそ、国家の動向は左右されるであろう。すなわち民主主義が進展した国家では、国家権力は他に根拠を持たず、人民を根拠にするのであると。このことを監視に引き付けて言えば、もはや監視の主体は存在せず、人民が人民を国家という装置を通して監視する。この点は、国家が社会へと権力を委譲していく、フーコーの記述した近代国家の様相と、ある意味で一致しているのかもしれない。としても、それでは国家は抜け殻に過ぎないではないか。

こうしたボードリヤールの見解に注目しつつ、電子民主主義による直接民主制について興味深い言及をしているのは、大澤真幸である。大澤によれば、理想的な直接民主主義は各個人が端末から自らの見解を示し続けることである。だが、あらゆる問題について、各個人が刻々と移り変わる自らの見解をインプットするとき、その情報の集積を総合し政府の意志を決定することは不可能であるという。

このことを、ザッピングを例に大澤は分析する。すなわち、たとえばテレビの「チャンネルの間を浮動する行為をもたらずのは、常にその度に、自らが採用している視点が局所的で、そこに現れる空間が部分的なものであるということの意識である」(大澤 1995:208-9)。つまり、多くの情報を得たとしても、それを絶えず監視する「神の目」はなく、「われわれは、世界に内在するどれか特定の局所的な視点(一つのチャンネル)を選ばなければならない」(大澤 1995:209)。同様のことが民主主義についてもいえる。たとえば電子メディアによって「諸個人は、どのような些細な政治的決定に関しても、またどの瞬間においても、末端を通じてその意見を表明できる」徹底的な民主主義を完成したら、そのとき「法や政治的決定は、極度に不安なものになる」。「個人の水準において」も「『私』は気がかわるかもしれず、ついさっきとは異なる意見を末端に入力するかもしれない」。それゆえ「持続的な直接民主主義は、こういったシステムの無政府性を常態化してしまう」(大澤 1995:216-7)。

確かに大澤のいうように個体についての情報が無限大になる場合、そこに権力の基盤となる主体の成立を見出すことは困難となろう。そうなった場合、電子政府自体が電子社会に包摂され、国家権力自体が霧消するという見解も極めて説得力をもってくる。理想的な直接民主主義としての電子民主主義は、理論的には無政府状態を惹起してしまうのである。

このパラドックスは本論文の中心的課題である政府による監視権力についても、あてはまるであろう。すなわち個人は可分なデータに分割される。しかし、そのデータが膨大な数になればなるほど、そのすべてを監視できる主体は存在しえない。そうなれば、監視は不可能になることは容易に想像できる。とはいえ国家は存続する限り、アイデンティティをもつ個人を必要とする。したがって国家は擬装的であれ統一した個人、すなわち主体を前提としなければならない。とすれば皮肉なことにデータが不完全であるという条件においてのみ、電子政府の情報管理もまた意味をなすということになるのではなかろうか。たとえ、すべてを集めたとしても、そのすべてを見ることのできる「神の目」はない。したがって、国家が国家として存続しようとするなら、成員に関する情報は不完全な収集あるいは監視にとどまらざるをえない。必要な情報だけが注視されるという意味で、それはあくまでも不完全なのである。住民基本台帳ネットワークの内容が、現在のところ基本4情報という限定されたものであることは必ずしも偶然ではないのかもしれない。

このように考えてみると電子政府による監視を、電子社会と同列に扱うことはできない。社会が電子ツールを得て、19世紀的なパノプティコンを超えた超パノプティコンに突き進んでいる様相は2節で述べた。国家もまた、集積された情報において個人が分割されデータベース化されている点で、もはや古典的なパノプティコンではない。しかし電子社会と同様に、それを「管理」の問題としてのみとらえるわけにもいかない。国家はデータベースではなく、あくまでもデータベースを通じた個人を対象としているからである。そう考えると、個人情報データベース化しようとする国家の動向は、管理社会へと突き進む方法ではなく、むしろグローバル化する電子社会の中にデータベースとして融解しようとしている主体を、



なんとかつなぎ止めようとする営みととらえることができる。いわば超パノプティコンとして無際限に広がり監視権力の意味を無効化し続ける電子社会に対して、その営みは超パノプティコンを夢見る不完全なパノプティコンとしての抵抗とみることができないか。その意味で、それは電子社会に残存するローカルな監視なのである。

#### 4. アイデンティティ・ポリティクスの問題

前節では、電子政府が不完全なパノプティコンとして、無際限に広がる電子社会に対抗するものであると述べた。では、そこにどのような問題が存在するのか。一般的には、その記録資料が漏れることが問題として挙げられているように思われる。したがって、それらを防ぐ技術や法律が整備されれば別段、差し障りはないとされる。すなわち生成されたプライバシーが守られさえすれば問題は起こらないのだと。だが果たして、そうであろうか。

たとえば住民基本台帳ネットワークについて考えてみよう。すでに述べたように現在は基本4情報である。今後、増えるかもしれない。それでも、それは完璧な情報の集積ではない。個人名という記号にまつわる断片的なデータである。逐一のデータや個人の行動や見解まで収集とするとしたら、無政府状態が惹起されるだろうことは、前節で述べたとおりである。周知のとおり、この住民基本台帳ネットワークにおいては、その問題点として個人情報の保護が問題とされている。確かに、それは重要な問題である。なぜか。もし個人情報が漏れるとしたら、個人はリスクを負う。商品のカタログが送付されてきたり、詐欺に巻き込まれたり<sup>2</sup>。そのこと自体、問題であることはいうまでもない。だが、ここで注目しておきたいことは、むしろ、その漏れた情報によって個人が自らの知らないままに、つくり出されてしまっているという点なのである。

とりわけ電子政府においては、この観点は重要である。というのも電子社会の場合と異なって、アイデンティティはわれわれの手を離れ、その疑似「本人」に基づいて「身体」をめぐる権利・義務関係がつくり上げられ

るからである。この「数値的身体」は、実身体との照合なしで操作可能である（内田 1994 : 28）。それぞれの目的に応じて必要なデータが、つなぎ合わされる。そのことで合法的なアイデンティティが再生産される。したがって新たな法律の成立すれば、それらは「身体」の反応とは無関係に政府が援用することも可能なのである。このことは、アイデンティティをめぐる決定が集団的决定に委ねられるということの意味するだろう。ここで問題なのは、いうまでもなくデータの集積によって、ある身体のリッセル張りが国家の恣意で決まってしまうという点である。たとえば「貧困は犯罪を招く」「〇〇教団はテロを招く」というように、カテゴリーによるステレオタイプな推論と結びつくことも可能である。この点は、アイデンティティ・ポリティクスと深く関わっていることはいうまでもない。もしそうであるならば、情報が漏れた時点ではなく、情報が集積された時点で問題は生じていることになるだろう。

このように、とりわけ電子政府の情報管理において問題はプライバシーが漏れる以前に潜在していると考えられる。すなわち合法的にアイデンティティが作り続けられ、新たな法律が成立すればその蓄積されたデータベースを、「身体」の反応とは無関係にやはり合法的に政府が援用可能であるという点にこそ本質的な問題が存在するのである。では、この潜在性は果たして、本当にわれわれにとってリスクなのか。すなわち、そもそも、いま述べたような単純なステレオタイプの推論は起こりうるのだろうか。こうした点について考えるために、次のような住民基本台帳ネットワークの推進者の見解はたいへん示唆深い。

わが国は、かのヒットラーのように1人の人間が何でも独善的に決定して決定してしまう独裁国家ではないのです。私たち国民が選んだ政治家が国会の場で、民主主義的ルールに即って国の政策を決めていくのです。（薄井・浅野 2003 : 59）

ヒットラーのような独裁者が現れにくいという時代分析は確かに説得力がある。つまり潜在的なリスクは、情報が援用されなければ顕在化しない

というわけである。とはいえ、この批判は同時にアイデンティティ・ポリティクスに対するリスクを逆説的に示唆してしまっているようにも思う。それは、どのようにか。

まず第1に、確かにヒッターは現れないかもしれない。だが、もしそうだとすると、ここで確認しておけることは、この批判においてそれがヒッターが現れてはまずいシステムでありうることを認めてしまっている点である。とすれば情報の集積は、悪意ある主体が現れた場合の準備を行っているということになろう。第2に、論者のいうようにヒッターのような独裁者が現れないとしよう。とはいえ、たった1人の逸脱者、たとえば情報を自ら悪用しようとする官僚、悪用しようとする人間に売ろうとする官僚が存在する、あるいは、悪意がなくとも情報が漏れてしまう場合はどうなるだろう。もちろん、そうしたリスクへの対策として、たとえば個人情報保護法などの厳格な運用は重要であることはいうまでもない。しかし、このような法律がリスクを根絶やしにできるのだろうか。とりわけ情報の場合、一度漏れれば元には戻らない。たとえ事後的に罰則が科されるとしても、悪意で情報を知った者、あるいは漏れた情報を知った者に、その情報をすべて忘れてもらうことはできないのである。第3に、そうした悪事が行われなくとも「民主主義的ルールに即って」合法的にアイデンティティ・ポリティクスが集団的決定に委ねられるという点、このことこそ問題として本節が指摘してきたことではなかったか。民主主義がなにも暴走しなくとも、民意と国家の意思が同じでないことは誰でも知っている。また、たとえ多数の民意が国家の意思であっても、多数の民意によって少数の個人に対してアイデンティティ・ポリティクスが実行されることは、やはり問題として注目するに値するのではなからうか。

マックス・ヴェーバーはかつて、官僚制を構成する特徴のひとつが文書として記録することであることを看破した。その官僚制の「鉄の檻」は、人間を対象としていた。それに対して、本論文で扱っている電子政府はいわば記録資料を囲い込む。さらに記録が統一され、そこに、ひとつのアイデンティティを形成する。本名の周りにまとわりつく意味群。それは詳細になればなるほど、「本人」に酷似していくことになるだろう。その詳細

な疑似「本人」を基に、「身体」をめぐる権利・義務関係が作り上げられていく。すなわちアイデンティティをめぐる「主体」の決定が、議会における集団的決定に委ねられることになる事実こそ、ここで指摘したいことなのである。

本論文が出発点としたフーコーの『監獄の歴史』を振り返れば、そこでは身体刑から矯正刑に移行する際に「心」の発見によってアイデンティティの場所が確保されたという道筋が明らかにされる<sup>3</sup>。本節でみたようにデータとして収集されたときも、それはアイデンティティをつくり上げてしてしまうのである。何者でもない者が何者かによって何者かにされる。その構図がまさに、いまだ残存しているといえることができるだろう。確かに、社会はドゥルーズのいうように、管理の側面を強めてきた。もし管理的側面の問題に限ってものごとを見た場合、個人情報保護が焦点となるかもしれない。しかし、とりわけ国家においては管理的側面だけではなくアイデンティティ・ポリティクスこそ、その問題の焦点とされるべきなのである。

## 5. 情報管理と規律訓練

電子政府による情報管理もまた、ドゥルーズが述べるような管理的側面が強い。だが、監視の側面を無視してもよいものではないことを、アイデンティティ・ポリティクスの観点から前節では述べた。とはいえ、そのリスクは規律訓練の問題から位相をずらしているという指摘がある。では、新たな電子情報政府の情報管理において、もはや規律訓練をめぐる問題はなくなっているのだろうか。この点について、本節では考えておこう。

たとえば、渋谷望は次のようにいう。

『監視』という語によって、規律訓練と結びついた従来のパノプティコンを想起すべきではない。というのは、この新たな監視は、何らかの『問題』をもった人々を—— 事後的に —— 規律訓練することとは何の関係ももたないからである。・・・いわば規律訓練なき監

視)こそ、この予防テクノロジーがめざすもののだといえよう。(渋谷 2003: 179)

渋谷は、「強制収容所、難民キャンプ、架設住宅、ホームレス、棄民、そして成長しつつある『第四世界』」(渋谷 2003: 215)の住民に対する監視の目的が、事後的な規律訓練ではなく予防のテクノロジーとしての排除になりつつあるという。アメリカの例を挙げながらの、この事実の指摘は確かに説得力をもっている。また同じように酒井隆史は「『支配階級』ないし国家は、『古いテクノロジー』を脱ぎ捨て、この努力(規律訓練)を省略し始めた」(酒井 2001: 296)という。前節で検討したアイデンティティ・ポリティクスが排除に結びつくことは、容易に想像できよう。そうしたリスクについては、十分に考慮していく必要もあるだろう。とはいえ社会において、とりわけ電子政府において監視は「規律訓練することとは何の関係ももたな」くなってしまったのであろうか。

ここでフーコーの規律訓練のポイントを、もう一度、思い起こしてみよう。渋谷が挙げるような排除された人々を警官が殴る蹴るは身体刑だといえる。現在も存在しうるとしても、それは古典的な統治の方法だといえよう。他方、直接の相互行為による監視もまたパノプティコンの理想からは遠い。パノプティコンの有効性は、まさに監視者が存在するのかどうか分からないという経済性、効率性にあった。したがって監視者が実際に存在しないことが、もっとも効率がよいことになる。さらに、より理想的には規律訓練の内容が身体化される、すなわち人々が監視ということ自体を失念した上で、統治に効率的な振る舞いをするというのが最も優れた統治の技法である。いわば「ある種、欠落した存在、すなわち潜在的」(Ottaviani 2003: 61)な権力が、その完成形であった。では、それぞれの技法は、もはや無効なのだろうか。この点を考えるために、人々が監視されていることに自覚的であるかどうかにしたがって、規律訓練と電子政府による監視との関係について整理してみよう。

まず第1に、政府が監視できることを自覚している人々について検討してみたい。これら人々は、自らの権利義務関係が自らの振る舞いによっ

て合法的に拘束されると考えるとき、自らの行動を律するだろう。電子政府による監視がそうしたリスクを孕むという言説が流布すればするだけ、このことは多くの人々に有効になる。たとえば多くの人々は、監視カメラの前ではあえて犯罪を行わない。そのため商店などでは、犯罪防止のために「監視カメラ」設置店と表記する。こうしたことと同じ効果が、電子政府の監視はそれぞれの権利義務関係に関連するという言説に伴って発生しうる。このような監視に左右される層は、まさに「支配層」の規範をめぐる規律訓練が作用する人々であるといってもよい。さらにデータが実際に操作されないにもかかわらず、操作されているのではないかと考え、排除されることを避けるために自らを律するという行動へと至るとすれば、それはまさにフーコーのいう意味での規律訓練による統治の技法の発展形ではあるまいか。もちろん監視に自覚的な場合も、あえて、そのことに逆らう行動がありうることは否定できない。それは犯罪の場合もあり、あるいは社会運動に至る場合もあろう。しかし、犯罪を行おうとする者も監視されているというリアリティが存在する場面では、それにしがたがって逸脱を回避するということは起こりうる。また、たとえば非政府的な活動を志向していると自覚している者にとっても監視されているかもしれないというリアリティは、自らの行動を規則的に律する動機に十分なりうるだろう。

だが第2に監視されていることに無自覚な場合がある。なかでも監視されていることに自覚的でないにもかかわらず、監視する側にとって問題のない行動を無自覚のうちにとる人々について考えてみよう。この場合は、電子政府の監視以前に「支配層」の望む規律訓練が身体化されているのだといえる。それはまさに監視権力が夢見た自律的個人の振る舞いではなかったか<sup>4</sup>。では、無自覚のうちに「支配層」の望む規律訓練が身体化されているのはなぜか。やはり、身体化が実際の規律訓練によって行われているからではなかろうか。なるほど社会の多層化によって、家庭→学校→工場といった直線的な規律訓練はもはや想定できないかもしれない。しかし多層的になりながら、家庭・遊び仲間・メディア→学校・塾→工場・メディアなどで受けてきたさまざまな度合いの規律訓練によって、その行動は身体化されてきたということができよう。では、こうした努力を

「支配層」は放棄したのか、あるいはしてしまったのか。私には、そうは思えない。もちろん現代において監視がリスク言説を通じて排除を多用するという指摘は十分、説得力がある。しかし教育はいまだに国家にとって重点課題であることはいまでもない。あるいはメディアの規制についてもあきらめていないどころか、むしろ、その指向は強まっているといえるのではないか。

もちろん第3に監視されていることに無自覚であり、かつ規律訓練の成功しない場合がある。もし、この場合、政府が規律訓練を諦めたらどうなるか。そのとき、渋谷や酒井にしたがえば、知らぬ間に排除にいたる場合を想定することができるだろう。すなわち、個々人の情報を政府がチェックする。非行歴、犯罪歴、病歴などを、子細に集め、その個人についてのアイデンティティを特定する。そのアイデンティティによって、政府はその個人の身体との関係を決定しようとするだろう。それは、もちろん、前節で述べた個人に対するアイデンティティ・ポリティクスのひとつだといえる。

確かに排除は、その失敗に対して電子政府の監視がリスクに対して行う手段ではある。したがって渋谷のいうとおり、ネオリベリズムの支配する政府は「事後的」な規律訓練に関心を示さず、排除の側面に重きをおくかもしれない。あるいは、古典的な規律訓練についてに限れば国家は、「この努力を省略し始めた」（酒井 1997:296）という事実はあるかもしれない。だが、だからといって、監視されていて規律訓練を強要される場合、あるいは監視されていないにもかかわらずあたかも監視されているかのように振る舞う場合、さらに監視がなくとも規律訓練が身体化されている場合もまた電子政府において同様に極めて重要な論点であることはいまだ変わらない。すなわちデータという新たな技術は、従来の規律訓練にも応用されるのである。そう考えるとき、政府は必ずしも規律訓練を諦めたわけではないし、それが無効になったわけでもない。規律訓練を残しつつ、排除も併用される。すなわち技術を高度化し、その適用を広範化する。アイデンティティ・ポリティクスという戦略に基づいて、規律訓練に新たなテクノロジーを加え、電子社会の複雑さに対して統治の技術をさら

に洗練させている、あるいはさせようとしているという見方が妥当なのではなからうか。

電子政府は、グローバル化する電子社会に対して抵抗しているのであると3節では指摘した。それはフーコーのいう規律訓練を脱したのではなく、監視が規律訓練と排除とを複合的に援用し、その延長線上に進化しようとしているとみるべきなのである。現代の現象である予防のテクノロジーとしての排除の側面を重視することに反対はない。しかし従来の規律訓練の側面にも注目しておかないとすれば、社会のもう一方の重要な側面を見逃してしまうであろう。

## 6. 気味悪さへの対処

前節までで、フーコーのいう規律訓練社会が管理社会に姿を変えるなか、電子ツールが監視の機能の技術の向上を達成していることについて理論的に明らかにしてきた。また、ただ単に知られるというプライバシーの問題だけではなく、アイデンティティ・ポリティクスに援用される点で、より根深い問題点が存在することを指摘した。

確かに電子政府による情報管理は効率が良い。犯罪に対して、脱税に対して、よりうまく対処できるかもしれない。その効率性は説得力をもって、われわれに迫ってくる。しかし、その推進に対して根強い反対も存在している。たとえば住民基本台帳ネットワークに対する、住民、あるいはいくつかの自治体の抵抗は、アナログ的相互行為をデジタル化することへの気味悪さを表示しているのではなからうか。すでに述べたように『監獄の歴史』では、人々が自ら進んで規律訓練されるようになることが指摘されていた。だが、情報管理が効率的であると思込む規律訓練は、いまだ十分に確立されていないといえる。確かに人々の電子社会に対する気味悪さの中身は、表向きにはプライバシーの漏洩についてのリスクである。しかし前節までに述べたように、より本質的な問題であるアイデンティティ・ポリティクスに対する気味悪さをも、漠然と示しているようにも思えるのである。では、どうすればよいのか。



電子社会の未来についてデイヴィット・ライアンは「人間が生身の個人として理解される場所、抽象的コミュニケーションよりも面と向かっての関係が、自動的な類別化よりも正義が、そして、技術的な要請よりも共同の関係性が優先される場所、そこにこそ希望の強い兆しがある」(Lyon 2001: 154=2002: 264)と指摘する。この「人間が生身の個人として理解される場所」とは、どこか。「面と向かっての関係」とは、いうまでもなく具体的な相互行為による関係のことにほかならない。前述した酒井や渋谷においても、相互行為では存在した抵抗が電子社会においてなくなる点にあることが問題とされていた。この相互行為こそ、「生命」としての抵抗が可能な場所なのである。

そもそも具体的な相互行為において現れる「人」についての経験は、情報に還元できない<sup>5</sup>。しかし電子政府は記録資料により、社会的アイデンティティを特定できるとする。とすれば個人の情報管理に対する気味悪さに対処するための課題は、できるだけ政府をめぐる情報を具体的な相互行為に回帰させ、できるだけ抵抗の可能性を残しておくことであろう。そのためには、第1に政府によって扱われる情報を限ること、すなわち情報の書き込みを最小限に、情報のストックを最小限にすること、第2に政府によってなされる利用を限ること、すなわち自らの義務・権利関係が間接的に集団決定されることを最小限化することに尽きる<sup>6</sup>。すなわち、それは情報をより網羅し取り扱いを簡便にすることをめざすのではなく、あえて記録資料を局限することであり、それぞれの主題についてできるだけ、どのアイデンティティを使用し使用しないかを、具体的な相互行為における決定につなぎ留めることである。「練り上げるべき新しい抵抗の形態」(Ottaviani 2003: 73)もまた、そうした相互行為から気付かれ、生み出されるであろう。

もっとも、そのためには部分的にであれ効率性を放棄しようという意志が必要である。より具体的にいえば、各種の証明書は窓口にまで出向き、職員とのやり取りで受け取ること、行政に対して疑問のあるときは、少なくとも電話で問い合わせることなどが重要である。そのようなことは面倒で、非効率的、非経済的であるかもしれない。だが、それは自らのアイデ

ンティティをその場限りのものにすることができる方法なのである。と同時に、その行為は抵抗の残された唯一の場所でもある。そこで起こった問題は、社会的に派生しうる可能性も残される。だがもし、われわれから、こうした意志が消失するとき、電子政府の権力は、ローカルなパノプティコンとして完成へと前進することになるだろう。

### 註

- 1 ボードリヤールは、ある一家を放映し続ける 300 時間ノンストップのアメリカの番組を例に挙げ、「テレビがわれわれを疎外し、テレビがわれわれを操作し、テレビがわれわれを調査する」(Baudrillard 1981: 54=1984: 43) という構図が無効になっていることを指摘している。
- 2 電子社会におけるアイデンティティ・ポリティクスは主に商業上で利用されると考えられるが、そのリスクについては、電子政府の場合と別に検討すべきであろう。
- 3 良く知られているようにフーコーのアイデンティティ論は、まずは方法論的なものである。『知の考古学』の中で次のようにいう。「私が何者であるかおたずね下さるな、同一の状態にとどまれなどとは言って下さるな。同一であることは戸籍の道徳 *une morale d'état-civil* であり、この道徳が身分証明書を支配しているのです。書くことが問題なときは、それから自由になってしかるべきです」(Foucault 1969: 28=1981: 31)。だが『性の歴史』においては、倫理上の観点から、社会におけるアイデンティティ・ポリティクス自体が組上に上がることは周知のとおりである。そこでは「牧人-司祭」型による、権力におけるアイデンティティの活用が主なテーマとなっている (Foucault 1976=1981)。
- 4 たとえば『性の歴史』においても、人々は性について強要されることから、自ら進んで告白するようになる、こうした様相が記述されていることは、いまさら指摘するまでもない。
- 5 この点については藤谷 (1999) を参照。相互行為における具体的経験が意味に還元できない、あるいはすべきではないことをここでは述べた。
- 6 電子政府がツールの導入をめぐって、目的をもたない資本主義と共振しようという点は注目しておくべきだろう。業者との合法的な癒着が行政の方向性を左右することはいうまでもない。

### 文 献

Baudrillard, Jean, 1981, *Simulacre et simulation*, Paris, Editions Galilée.  
=1984, 竹原あき子訳『シミュラクルとシミュレーション』法政大学

- 出版局.
- Deleuze, Gilles, 1990, *Pourparlers*, Paris, Les Editions de Minuits.= 1996, 宮本寛訳『記号と事件』河出書房新書.
- 藤谷忠昭, 1999, 「W. ジェームズの純粹経験の概念について —— ステレオタイプと個別性」『社会学評論』50(1):75-90.
- Foucault, Michel, 1969, *L'archéologie du savoir*, Paris, Editions Gallimard.=1981, 中村雄二郎訳『知の考古学』河出書房新社.
- , 1975, *Surveiller et Punir: Naissance de la prison*, Paris, Editions Gallimard.=1977, 田村俣訳『監獄の誕生 —— 監視と処罰』新潮社.
- , 1976, *La volonté de savoir, Histoire de la sexualité I*, Paris, Editions Gallimard.=1986, 渡辺守章, 『知への意志 —— 性の歴史 I』新潮社.
- Lyon, David, 2001, *Surveillance Society: Monitoring Everyday Life*, Buckingham, Open University Press.=2002, 河村一郎訳『監視社会』青土社.
- 重田園江, 2003, 『フーコーの穴 —— 統計学と統治の現在』木鐸社.
- 大澤真幸, 1995, 『電子メディア論 —— 身体のメディア的変容』新曜社.
- Ottaviani, Didier, 2003, Foucault - Deleuze : de la discipline au contrôle, *Lectures de Michel Foucault Volume 2*, ENS Editions.
- Poster, Mark, 1990, *The Mode of Information*, Oxford, Blackwell Publishers.=1991, 室井尚・吉岡洋訳『情報様式論』岩波書店.
- 酒井隆史, 2001, 『自由論 —— 現在性の系譜学』青土社.
- 渋谷望, 2003, 『魂の労働 —— ネオリベラリズムの権力論』青土社.
- 薄井逸走・浅野宗玄, 2003, 『住基ネットとプライバシー問題 —— 情報漏れを恐れるよりも将来のメリットを!』中央経済社.
- 内田隆三, 1994, 「資本主義と権力のエピステーメー」『思想』846:18-35.